（別紙）

経済産業大臣が独立行政法人情報処理推進機構の保有するRapidus株式会社の株式に係る議決権等の行使に関する協議における同意をするための基準(案)に対する意見公募を実施した際からの技術的修正による変更点（傍線部分）

修正箇所	修正前	修正後
制定文・題名	議決権等の行使に関する協議	議決権等の行使に関する同機構からの協議
制定文・題名	協議における同意をするための基準	協議において同意をするかどうかを判断するための基準
第二条第一項	認められること	認められること。
第二条第二項	認められること	認められること。
第三条第一項	ただし、当該協議が、Ｒａｐｉｄｕｓ株式会社の株主が有する議決権の数のうち最も多い数を有する株主となるために、機構がＣ―２種種類株式をＣ―１種種類株式へ転換しようとする旨のものである場合には、この限りではない。	ただし、当該協議が、Ｒａｐｉｄｕｓ株式会社の株主のうちその有する議決権の数が最も多い者となるためのものである場合には、この限りでない。
第三条第一項第一号	生じていること	生じていること。
第三条第一項第一号イ	認められること	認められること。
第三条第一項第一号ロ	認められること	認められること。
第三条第一項第二号	認められること	認められること。